

記者発表資料
令和7年2月6日
廃棄物対策課不法投棄対策班
担当：渡邊、八嶋
電話：022-211-2467
メール：haitaif@pref.miyagi.lg.jp

「行政処分公表」

下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく行政処分を行ったので、その事実を公表します。

- 1 対象者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地）
 - (1) 氏名又は名称
有限会社針生組
 - (2) 住所又は所在地
宮城県東松島市大曲字筒場129番地16
- 2 行政処分を行った日
令和7年2月6日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可（許可番号：00418046470）の取消し
- 4 行政処分の根拠法令
法第14条の3の2第1項第5号
- 5 行政処分の原因となった事実
有限会社針生組は、宮城県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているものであるが、収集運搬を受託した廃棄物約1立方メートルを、同社事業地内に不法投棄した。
このことは、法第16条の規定に違反し、その情状は特に重いものと認められ、法第14条の3の2第1項第5号に規定する許可を取り消さなければならない事由に該当する。